

[論 文]

国際電子商取引法

Law of the International Electronic Commerce

唐澤 宏明

Hiroaki KARASAWA

Abstract

1. International business trade has been for a long time carried on by means of the exchange of the documents such as Letter of Credit, Bill of Lading and Bill of Exchange. This is, however, now being replaced gradually by means of the internet through the growth of information technology.

Detail examination as to each item of the traditional international trade system makes it clear that every item except issue and negotiation of Bill of lading will be probably replaced by the internet. Internet foreign trade, namely "International Electronic Commerce"(IEC), brings us lots of merits such as a reduction in handling hours, inventory, personnel and expenditure by speedy and safer communication and settlement. On the contrary, several risks such as intervention by an unlawful third party, non-arrival of the data, leakage, forgery, tamper, disguise, denial of the documents are expected in the course of IEC.

There are many problems to be solved in IEC and so arrangements of international treaties are required for such solution, but since at the present stage it is not anticipated to realize these soon, we can not help solving the problems step by step through

Key Words : International Electronic Commerce, International Electronic Contract, Open Key Cryptographic System, Electronic Signature, Electronic Authentication, Electronic Certificate, Electronic Bill of Lading, Electronic Settlementexpense, retirement payment

キーワード：国際電子商取引，国際電子契約，公開鍵暗号方式，電子署名，電子認証，電子証明書，電子公証，船荷証券の電子化，電子決済

establishing legal structure by the agreement concluded among the relevant parties until the new system is formulated and comes into force.

A telegraphic code is used for the evasion of the above mentioned risks on IEC. There are two types of cipher technology; a secret code method and a public code method. In order to send the data of foreign trade exactly and safely on IEC, a public code method is widely used.

Even though the data of trade should be sent safely, there is still danger of disguise and /or denial of document or person between far separated parties on IEC.

Therefore it is required to confirm that the person sent the data by himself and the contents of such data is proper. "Electronic Signature" is the method to confirm such two things, and "Electronic Authentication" is the method to prove that sending parson is the proper person.

2. In Japan a new law was enacted and other several existing laws were amended during in April and May of 2000 and three systems, "Electronic Signature", "Electronic Authentication" and "Electronic Certificate", were enforced.

Firstly, "The law pertaining to the electronic signature and authentication" was enacted and enforced on April 1, 2000. According this law, ① in case "Electronic Signature" was attached on the data which was put on the electronic record, such electronic record is presumed to be made properly, ② new authorization system as to the voluntary "Electronic Authentication" was introduced, and ③ A person who is engaged in the electronic authentication business in foreign countries will be able to obtain the authorization on the basis of the same standard as enacted in the domestic country.

Secondly, the new law pertaining to amendment of a part of the existing commercial registration law was enacted and enforced in October, 2000. A person who has submitted his seal impression to the commercial registration office is able to obtain the "Electronic Certificate" according to this law. An application for issuance of "Electronic Certificate" is made by putting the registered seal on the application form and by submitting such form to the registered office with magnetic disk in which open key etc. are recorded. The registration office will telegraphically send an electronic certificate to the submitter of the seal after necessary examination. The submitter of the seal will record such an electronic certificate on the IC card and so on and keep it, then at the necessary occasion he will send it to his customer. He will be able to send this electronic

certificate to any other party, at any time. Any person will be able to refer to the register office for certain items for a certain period.

Furthermore, "Electronic Authentication" system was newly introduced by the amendments of a part of the existing Authentication law and Civil Enforcement Law. According to this new law, a certain designated notary public became to be able ① to authenticate the person who made electronic signature on the magnetic record, and ② to put the definite date on such record, and further ③ to keep the data in which the authentication was made and to prove such data.

3. Looking at foreign countries, chief States of U.S. , Germany and Italy in Europe, South Korea, Singapore and Thailand in Asia have already enacted the laws as to electronic signature and electronic authentication. The countries in which enact the new laws from now on are expected to increase quickly. These laws in each country need to harmonize each other.

4. As substituting means for Bill of Lading, it is expected to establish the institution in which business people register the data concerning the transfer of a right and to pass the data through such institution. As for legal structure, while the transfer of the right of possession is construed as the "transfer of possession by designation", the transfer of the position under the transportation contract is construed as the assignment of the designated claim or a renewal of the contract.

5. Settlement of international trade has been mostly carried by a bill of exchange except the settlement of a small sum of money and the payment of a guarantee. However a bill of exchange is not always necessary in an electronic settlement. A confirmation letter of payment by a buyer is for example supposed.

6. At the time when personal computer is widely prevailed and used among the international business world, foreign trade would be executed by the internet on a large scale. "Electronic Signature" and "Electronic Authentication" would be significantly important at that stage. In order that "Electronic Certificate" and "Electronic Authentication" issued by a foreign institution is trusted and enforced in an actual international trade, laws applied there should be harmonized. This is the problem which confronts us.

For the time being, firstly IEC will be performed merely within the members of the closed association tied together by an agreement. However, in fact, an international large

scale business trade will be carried on the basis of the contract concluded between the parties and in such a contract, some part of the trade would be replaced by electronic means one by one.

Letter of Credit will be replaced by electronic means within a relatively short period. With regard to Bill of Lading, an institution will be established so that the data and transfer of the right will be registered in such an institution. Electronic Bill of Lading will be put into operation among the parties connected each other by an agreement within such an institution.

Finally, In respect to Bill of Exchange, the way toward which we advance is not obvious at this moment, whether toward abolishing it or toward developing new settlement system. But there is no doubt that it will not be long before electronic settlement is made frequently as an usual settlement method in international business world.

はじめに

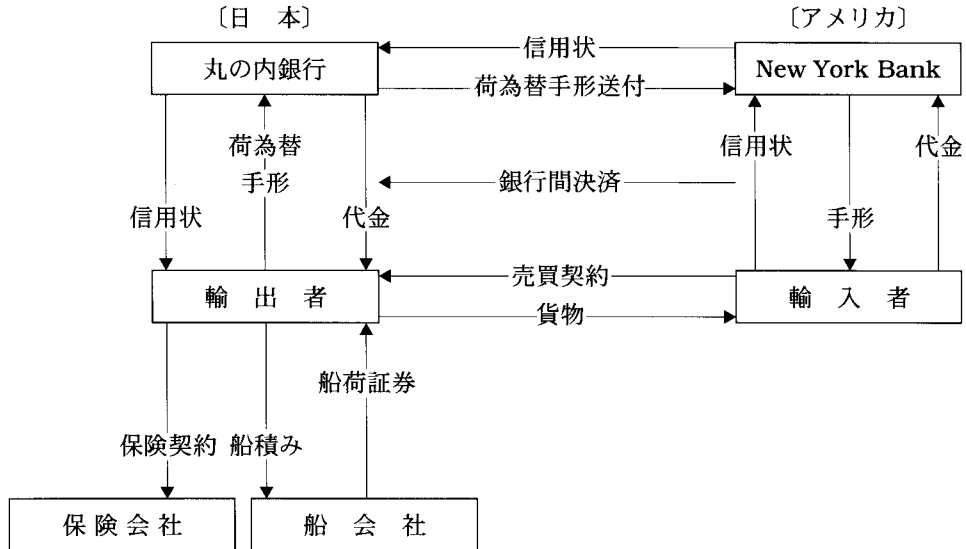
国際貿易は、長年にわたり信用状・船荷証券・為替手形などの「文書」を授受する方法によって行われてきた。しかしこれがいま情報技術の発達によってインターネットによる方法へ次第にとって代われようとしている。

インターネットを用いた国際貿易すなわち「国際電子商取引」は、従来の貿易取引システムのどの部分をどのように変えようとしているのか。また、それはどのような問題点を含んでいるのか、そしてそれらの問題点をわれわれはどのように解決しようとしているのか、将来の展望はどうか、といった諸課題を検討するのが本稿の目的である。

I. 従来の国際貿易の仕組み

従来の国際貿易は、つぎのような一連の行為によって行われてきた。すなわち、①売買契約の締結、②信用状の開設、③船会社との運送契約の締結、④保険会社等と貨物保険・貿易保険・製造物責任保険の契約締結、⑤輸出品の船積み、⑥輸出者による荷為替手形の振出し、⑦取引銀行による手形の買取り、⑧銀行間における荷為替手形の送受信、⑨輸入者による代金の支払いと荷為替手形の受取り、⑩輸入者による貨物の受取り、である。これを図示するとつぎのようになる（図 1）。

〔図 1〕 国際貿易の仕組み



II. 国際電子商取引

(1) 国際電子商取引

伝統的な貿易取引はインターネットの利用によってどのように変わるか。それを項目ごとに仔細に検討してみると、為替手形の振出、買取りを除いてはすべての項目がインターネットによって代替可能である。

(2) 国際電子商取引のメリット

国際電子商取引はつぎにあげるような多くのメリットを有している。

- ① 居ながらにして取引ができるので、条件さえ整えば、遠く離れた国際間の貿易取引に適している。
- ② インターネットを利用した取引は複雑な情報の伝達を瞬時に行うことができ迅速な対応や処理ができる。
- ③ 処理時間の短縮、在庫の削減、決済の早期化などにより大幅な人的・経済的合理化ないし効率化を図ることができる。
- ④ 移送過程におけるミスが減少し、安全性が向上する。
- ⑤ 人間の目によるチェックから機械による自動チェックに置き換えることにより、正確性が増大する。

(3) 国際電子商取引のリスク

一方、国際電子商取引は、次のようなリスクを内包している。

- ① 複数のサーバーを経由する過程で不正な第三者が介入するおそれがある。
- ② データが確実に目的のサーバーまで届かないリスクがある。
- ③ 情報の漏洩・偽造・改竄（かいざん）、成りすまし、否認などのおそれがある。

Ⅲ. 国際電子契約

(1) 国際電子商取引の技術的發展と法的問題の解決

国際電子商取引の推進のためには条約および法律の国際的な環境整備が必要であるが、早期の実現が期待できない現状では、当事者間の合意によって一つ一つ法律的な枠組みを構築することによって問題を解決していくしか方法がない。こうした現実を踏まえると、国際電子商取引の当事者が契約書の上で、技術の進歩にあわせて少しずつ新たなシステムを具体化し、問題を解決していくことになるものと予想される。

(2) 貿易取引の基本 6 条件

(品質条件, 数量条件, 価格条件, 受渡条件, 決済条件, 保険条件)

貿易取引をインターネットで行うようになると、契約交渉もインターネットで行う。しかし、交渉の内容は依然貿易の基本 6 条件が中心となることに変わりはない¹⁾。

(3) その他の条件

(クレーム・保証・工業所有権・不可抗力・履行の懈怠・仲裁・準拠法など)

その他の一般条件についても基本的には従来の交渉と基本的には変わらない。ただし、電子取引に変わったことにより新たな条項がいくつか追加されることになる。どのような条項が追加されるかは実態に合わせて実務の現場で逐次検討されていくことになる予想される²⁾。

(4) 電子契約の成立

わが国における隔地者間の契約の成立については、従来民法526条 1 項が「承諾通知を発信したとき」に成立するとしていた。しかしこの規定はインターネット時代に相応しくないことが指摘され、2001年に「電子契約法」が成立し、同年12月25日から施行された³⁾。この「電子契約法」では、電子メールで送信した申込みの契約は、「業者から消費者に承諾のメールが届いた時期に成立する」と定めている。ただし、消費者が一旦メールで行った注文を取り消したい場合には、業者から承諾の通知が届くまでの間に、消費者から事業者へ契約解除の申し出を行わなければ効力は生じない。海外との取引については、この「電子契約法」は適用されないため諸外国でも日本と同様の法整備が要請される。

つぎに、インターネットによる取引は、通常瞬時に受信と発信が行われるので、受信のときは何時かが問題となる。これについては、システム内のメールボックスを受信確定の時期とする提案があり⁴⁾、一方で、通過記録を特定することは困難とし、みなし規定が必要である

とする見解もある⁵⁾。

(5) 証拠法上の問題点—電子署名・電子認証・電子公証制度の創設・整備

電子商取引の場合、非対面で、インターネットを通じて取引の内容（データ）を送受信するため、第1に情報の作成者を確認することができるようにすることが必要である、そして第2に送信途中でデータが消失したり改ざんされることを防ぐことができること、そして、万一消失・改ざん等があった場合にはこれに適切に対処できることが必要である。

このような条件を具体的に実現する制度的基盤として、平成12年に①「電子署名」、②「電子認証」および③「電子公証」の3制度が制定された。これら3制度のうち、電子署名・電子認証の制度は主としてデータの「作成者を確認」するためのものであり、電子公証制度は「情報内容の消失や改ざんに備え、情報の交換を事後的に確認し、必要な場合にはこれを証明するための仕組み」である。すなわち電子公証制度は、電子署名や電子認証だけでは伝送途中での情報の消失等に対応できないため、信頼できる第三者機関に、作成された情報を確認させ、さらにはその情報に関する記録を保管させ、これによって後日紛争が生じた場合には情報の存在・内容の証明を容易にし、紛争の解決に役立てることを目的とするものである⁶⁾。

(6) 国際的電子商取引機関のシステム・関与・チェック・証明方法

国際貿易においては、上述の3制度が、貿易取引を行うすべての国々で同様の内容で施行されなければ意味がない。その意味で国際的な法整備が急速に進展することが強く望まれる。

しかし、この国際的整合性を一挙に実現することが困難であるとすれば、当面は多くの取引業者、銀行、運輸会社、保険会社などが加盟したクローズドな組織の下で取引が行われることになる公算が強い。

ただ、現実のビジネスの世界は、そのような国際的電子取引・決済組織に加盟しているか否かにかかわらず、必要に応じてとどまるところを知らずに進展していくので、そのような組織に関係のない電子取引・電子決済の方法が今後急速に開発され新しい契約条文として締結されていくものと予想される。

(7) サーバーの責任

電子商取引においては、第三者であるサーバーが関与することが特徴である。そこで、電子商取引契約においては、こうしたサーバーの責任をどうするかも考慮の対象になる⁷⁾。

IV. 電子商取引におけるリスクの回避

(1) 暗号技術

すでに述べたような国際電子商取引のリスクを防止するために暗号化技術が採用されている。暗号化技術は、①主として情報の漏洩・改ざん・偽造を防止して安全に送信するための技術と、②主として「成りすまし」や「否認」（しらばっくれ）を防止するための技術、の2種

類が必要である⁸⁾。

まず、データの暗号化技術には「秘密鍵暗号方式」と「公開鍵暗号方式」の2つの種類がある。

①秘密鍵暗号方式

秘密鍵暗号方式は、交信を行う者同士が共通の秘密鍵で暗号化および復号化を行う。この方式は、主に暗号による通信用に用いられてきた。送り手と受け手の双方が互いに共通の鍵を保有することに特徴がある。この秘密鍵暗号方式（共通鍵暗号方式）は、最初に鍵を作って送るときに送信の途中で鍵を盗まれる危険性がある。また、大勢と大勢が交信するときは相手毎に異なるセットの鍵（同一の鍵）を所有しなければならないという問題点がある。

②公開鍵暗号方式

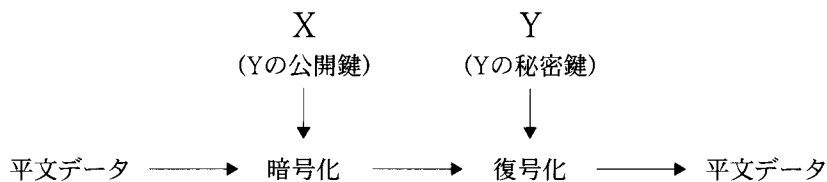
公開鍵暗号方式は取引相手毎に鍵を送信する必要がない。送り手と受け手の双方が対となる2つの鍵を所有し、暗号化と復号化をそれぞれ別の鍵で行う。2つの鍵のうち、復号化用の秘密鍵は所有者が秘匿し、暗号化用の公開鍵は公開する。各自はそれぞれ1つの秘密鍵を所有すればよく、秘密鍵を送信する必要がない。

(2) 公開鍵暗号システム

公開鍵暗号方式で文書をXからYへ送信する場合、XはYの公開鍵を利用して文書を暗号化し、Yは自分の秘密鍵で暗号化された文書を復号化する（図2）⁹⁾。

V. 電子署名

〔図2〕公開鍵暗号方式



(出典:須藤修・後藤玲子「電子マネー」筑摩書房p76)

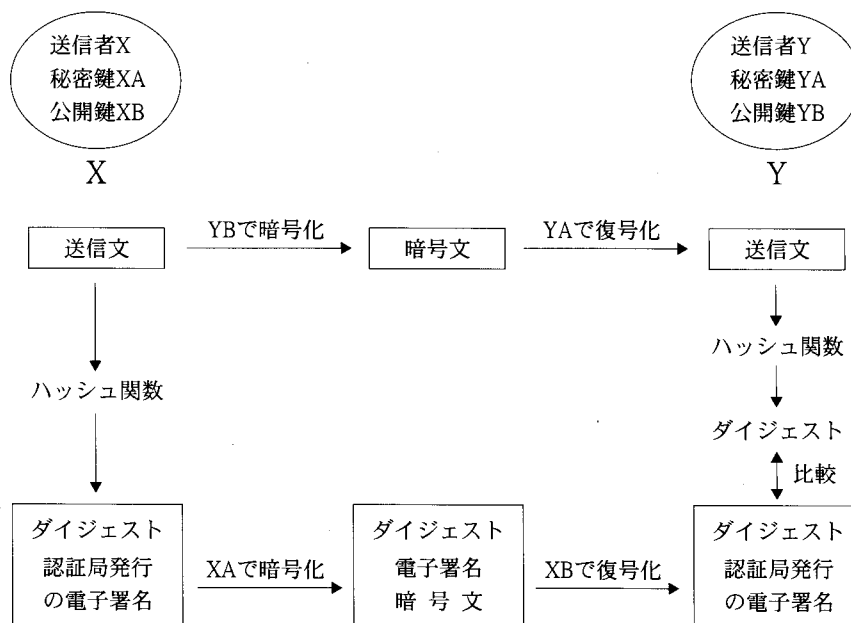
「電子署名」とは、公開鍵暗号方式を通常とは逆方向に用いて、送信者が秘密鍵で暗号化して署名を作成し、受信者が公開鍵で復号化して署名の正当性を確認するものである。

上述のように公開鍵暗号方式を用いれば取引データをXからYへ間違いなく送信することはできる。しかし、電子送信では公開鍵自体が本人に成りすまして不正利用されるリスクがある。そこで、「成りすまし」を防ぐために、①通信の相手や②取引内容そのものが本物であるかどうかをネットワーク上で「確認するための技術」が別途必要になる。この確認技術は、①

取引データを送ったのは自分ではないとか②このデータは自分が送ったものではない、というような「否認」(しらばっくれ)の防止にも有効に機能する。この確認技術の代表的なものが公開鍵暗号方式を用いた「電子署名」である。

「電子署名」の送信はつぎのように行われる。X から Y に取引内容等の文書を送信する場合、X は、①通常の方法(上記図2の方法)によって平文を送信するとともに、並行して、②文書を圧縮して生成したメッセージ・ダイジェストを自分の秘密鍵で暗号化して「電子署名」を作成し Y に送信する、こうして送信されてきた X の「電子署名」を Y は X の公開鍵で復号化してメッセージ・ダイジェストを作成する。そのメッセージ・ダイジェストと、先に通常の方法①で届いた平文の文書を圧縮して生成したメッセージ・ダイジェストとを対して、通信相手および文書の正当性を確認することができる(図3)^{10), 11)}。

〔図3〕電子署名の仕組み



(出典:須藤修・後藤玲子「電子マネー」筑摩書房p79)

VI. 電子認証

すでに述べたように、「電子署名」を利用すれば送信されてきた情報について「取引の相手方」や「情報が本物である(情報が途中で改ざん等をされていない)」ことを確認することができる。

しかし、電子署名の確認だけでは、そもそも「この送信で使われた公開鍵自体は正しいものだったのか」とか「取引の相手方・本人であるといつて送信してきたが、本当に本人が送信してきたのか」などを確認することができない。これらを確認するためにはさらに別の仕組みが必要である。

そのための仕組みとして現在、中立的な立場で暗号鍵の管理を行ったり、要求された公開鍵にその認証機関の署名をつけた認証書を発行し公開鍵とその所有者の真正性を保証するための認証機関の設立が行われている。利用者は、認証機関に身分証明書などを提出してあらかじめ公開鍵を登録すれば、認証機関の証明書を活用して、公開鍵自体が真正なものであることと送信者が間違いなく本人であることを受け手（受信者）に証明することができる。

Ⅶ. 日本の電子署名・電子認証制度

(1) 「電子署名及び認証業務に関する法律」

いままで述べてきたような社会的要請を受けて、わが国でも平成12年5月24日に「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成12年法律第102号）（以下「電子署名法」という）が成立し、5月31日に公布された。電子署名法の内容は、つぎの3つの柱から成り立っている。

- ① 電磁的記録に記録された情報について、本人による一定の電子署名がついているときは、その電磁的記録は真正に成立したものと推定する旨の規定を設けたこと
- ② 認証業務について任意の認定制度を設ける旨の規定を設けたこと
- ③ 制度の円滑な実施を図るため、政府が電子認証および認証業務に関する調査研究、教育、広報活動に努める旨の規定を設けたこと

さらに、個別の条文について、具体的にみると、つぎのようになっている。

a) 定義

- ① 「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであり、かつ、当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであるものをいう（2条1項）¹²⁾。
- ② 「認証業務」とは、利用者が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられた事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう（2条2項）。
- ③ 「特定認証業務」とは、電子署名のうち、本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう（2条3項）¹³⁾。

b) 電子署名の効果—民事訴訟法228条4項と同様の「推定効」

電磁的記録に記録された情報について、一定の電子署名がなされているときは、当該電磁的記録は真正に成立したものと推定する（3条）、としている。この規定は民事訴訟法

228条4項の規定に対応するものである¹⁴⁾。

c) 特定認証業務の認定

特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる(4条)。こうして認定を受けた認定認証事業者は、電子証明書等に、主務省令に定めるところにより当該業務が認定を受けている旨の表示を付することができる(13条)¹⁵⁾。

d) 外国における認証業務の取り扱い

外国において認証業務を行う者は、日本国内にある事業者と同様の基準に基づいて認定を取得することができる(15条)。

外国において、わが国と同様の認定を得ている事業者については、わが国と当該外国との間に条約その他の国際約束がある場合に限り、認定審査手続の簡素化措置をとることができる(16条)¹⁶⁾。

e) 指定調査機関

主務大臣は、認定のために必要な実地調査のため調査機関を指定することができる(17条～30条)。主務大臣はまた、調査機関になることを申請してきた機関に対し、調査機関になることを承認することができる(31～32条)。

f) 罰則

認定認証事業者または認定外国認証事業者に対し、虚偽の申し込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する(41条)。

g) 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成13年4月1日から施行する。

(2) 商業登記制度に基礎を置く電子認証制度の導入

a) 「商業登記法等の一部を改正する法律」の成立

平成12年4月に「商業登記法等の一部を改正する法律」(平成12年法律第40号)が成立し、4月19日に公布された。これにより、商業登記法、公証人法および民法施行法の一部が改正され、「商業登記制度に基礎を置く電子認証」、「公証人制度に基礎を置く電子公証」等の制度が導入された。

b) 商業登記制度に基礎を置く電子認証制度

i) 「電子証明書」の発行

商業登記制度に基礎を置く電子認証制度は、送信者が第三者機関から「電子証明書」の発行を受けることについて規定している。

ii) 「電子証明書」

「電子証明書」とは、送信者があらかじめ自己の「公開鍵」を信頼できる第三者機関に届け出て、その機関から、その公開鍵がその送信者のものに相違ないことを証明して

もらう証明書のことをいう。「電子証明書」は、書面ではなく一種の電子的情報であって、通常その中には、送信者の氏名、公開鍵等の情報を含み、第三者機関がそれに電子署名を施しているものである。すなわち、電子証明書は、送信者の氏名、公開鍵等の情報を記録した平文の部分とこれを暗号化した暗号文の部分とからなっている¹⁷⁾。

送信者は、第三者機関から提供された「電子証明書」を、ICカード等の記憶媒体に記録して保管し、相手方に平文と暗号文とを送信する際には、この電子証明書を複製して平文や暗号文とともに送信する。

商業登記に基礎を置く電子認証制度は、この第三者機関の役割を商業登記所の登記官が担うとしている。ただし、この第三者機関の業務は民間の事業者もこれを行うことができ、これらの民間の事業者に対する国の認定制度を導入するため前述のとおり電子署名法が別途成立している¹⁸⁾。

iii) 「電子証明書」の発行を請求することができる者

登記所に対し「電子証明書」の発行を請求することができる者は、商業登記法12条1項に規定する者すなわち登記所に印鑑を提出したものに限られる（商業登記法12条の2第1項本文）。また、この場合の印鑑を提出した登記所とは法務大臣の指定を受けているものに限られる(同項本文)。さらに、印鑑提出者に係る登記事項の中に、電子証明書による証明に適しないもの（たとえば代表権の制限等）があってはならない（同項ただし書）。

iv) 電子証明書において証明される事項および電子証明書に記載される事項

電子証明書において証明される事項および電子証明書に記載される事項はつぎの事項である。

- ① 印鑑提出者が電子署名をしたものであることを確認するために必要な事項（商業登記法12条の2第1項本文）。具体的には、公開鍵などがこれに当たる。
- ② 印鑑提出者に係る重要な登記事項（同条3項）。たとえば、会社の商号、本店、印鑑提出者の資格、氏名が証明される。
- ③ 電子証明書において証明した事項について、変更の有無等に関し証明の請求をすることができる期間（同条1項2号）。
- ④ 電子証明書を作成した登記官、登記所、年月日、番号。
- ⑤ 登記官による「電子署名」

v) 「電子証明書」の発行手続

印鑑提出者は、「電子証明書」の発行申請書に実印を押し、公開鍵等を記録した磁気ディスクを添えて管轄登記所に提出し、管轄登記所においては、申請書の押印についてあらかじめ印鑑提出者から提出されている印鑑との照合を行う（具体的方法は法務省令

で定める。商業登記法120条参照)。

この審査を経て、「電子証明書」は印鑑提出者に「送信」される(商業登記法12条の2第9項)。印鑑提出者は、送信されてきた「電子証明書」をICカード等の媒体に記録して保存したうえ、必要に応じて、取引の相手方等に送信する(通例、電子署名をしたときに、平文、暗号文とともに、「電子証明書」を送信する)。この「電子証明書」は、電子的な情報であるから、どのような相手方に対してでも、何回でも送信することが可能である¹⁹⁾。

vii) 「電子証明書」で証明された事項の照会

印鑑提出者が定めた一定期間、何人でも、一定の事項の照会をすることができる(商業登記法12条の2第8項)。

(3) 電子公証制度の創設

a) 公証人法および民法施行法の一部改正

上述のとおり商業登記法等の一部を改正する法律が成立・公布された(平成12年法律第40号)。このうち公証人法および民法施行法の一部改正によって新たに「電子公証制度」が導入された。これにより、公証人は従来の文書についてと同じように電磁的記録についても電子署名をした者につき認証し、電磁的記録に「確定日付」を付与する事務を行うことができることとなった。

b) 電子公証制度

前に述べたように、電子署名・電子認証は主として情報の作成者を確認するものであるのに対し、電子公証制度は、情報の送信途中における消失や改ざんに備え、情報の交換を事後的に確認し、証明するための仕組みである。電子署名や電子認証だけでは伝送途中での情報の消失等に対応できない。そこで信頼できる第三者機関に情報に関する記録を保管させ、後日の紛争に備える制度である。

c) 今回導入される電子公証事務

今回導入される電子公証事務は、①電子私署証書(電磁的記録)の認証、②電子確定日付の付与、③保存および内容に関する証明、の3つである。

d) 電子私署証書(電磁的記録)の認証

認証を受ける者は、指定公証人の面前で、電磁的記録に記録された情報に、①電子署名をし、または②電子署名をしたことを自認した場合に、電磁的認証を受けることができる(公証人法62条ノ6第1項)。

e) 電子確定日付の付与

指定公証人は、電磁的記録に記録された情報に日付情報を付与することができる(民法施行法5条2項)。確定日付の付与は、指定公証人にオンラインで送信し、指定公証人が当該

情報に日付情報を付して、これに指定公証人が「電子署名」を付して送り返すことによつて行われる。

f) 保存および内容に関する証明

改正公証人法は、認証を受けまたは日付を付した情報を保存し、その内容を証明することができる制度を設けることとしている（公証人法62条ノ7）。これは電子的情報が破損しやすい等の性質があるからである。保存および証明の内容はつぎのとおりである。

① 同一性の証明

第1に同一性を確認するに足りる情報を保存する。これは請求にかかわらずに保存される（公証人法62条ノ7第1項、民法施行法7条1項）。具体的には、付与された時点での電磁的記録の内容である情報をハッシュ関数によつて圧縮して得られた情報（ハッシュ値）が保存される。この情報に関しては、請求があったときは、請求人が保有する情報と認証を受けまたは日付情報を付された情報が同一のものであることを、両者のハッシュ値を比較することによつて、証明する（民法施行法7条1項、公証人法62条ノ7台3項1号）。

② 保存

つぎに、請求がある場合には、認証を受け、または日付情報を付された情報と同一の内容の情報が保存される（公証人法62条ノ7第2項、民法施行法7条1項）。

g) 公証人の公証

公証行為は、公証人の「電子署名」が用いられる。そこで公証を行った公証人が権限を有する公証人であることを証明するための認定機関（公証役場）発行の「電子証明書」を添付することが必要となる。

h) システムの整備

本格的運営に当たっては、指定公証人の公証人役場と事務を集中的に管理するセンターとをネットワークで結ぶことが予定されている²⁰⁾。

i) 施行期日

改正法は平成12年10月1日から施行されているが、具体的実施をめざして準備が進められており、関係政省令がすべて出揃うのは平成13年秋になる見通しである。

VIII. 諸外国の状況

- (1) アメリカの主要な州、ヨーロッパのドイツ・イタリア、アジアの韓国・シンガポール・タイなどがすでに電子署名・電子認証法を制定している。新たに制定する国も今後急速に増加するものと予想される。これら各国の電子署名・電子認証法については相互に整合性がとられることが必要で、法制度の異なる国々がどの程度歩み寄れるかが今後の重要な課

題である。当面まず各国の法律の異同が整理されなければならない。

(2) ここでアメリカの電子商取引法立法化の現状を概観する。

- a) まず、売買については、統一商法典 (Uniform Commercial Code; UCC) 第2編 (売買編) の改正が必要になるが、依然調整中であり最終決着をみていない。
- b) つぎに、電子商取引関連法については、ユタ、カリフォルニア、イリノイ、ニュージャージーなど多くの州が90年代に独自の州法を制定した。こうした州独自のものでないものとして、連邦法の電子署名法 (Electronic Signatures in Global and National Act; E-sign Act) (手続法) (以下連邦電子署名法という) が2000年6月に成立している。このほかに、統一州 (モデル) 法として、①統一電子取引法 (Uniform Electronic Transactions Act; UETA) (手続法) と統一コンピュータ情報法 (Uniform Computer Information Transactions Act; UCITA) (実体法) の2法案が提案されている。
- c) 連邦電子署名法は経過期間を経て2001年3月1日に発効した。連邦電子署名法によると、州際商業取引に当たり電子的形式でなされた署名・契約は既存の形式によるものと同等の効力を有する旨が定められている。公証も電子署名によって達成することができることとされ、また、電子的な形式で保存される契約または記録は、一定の要件を充足すれば正当な保持と認められる。さらに連邦電子署名法は、電子的手段の使用によって消費者に不利にならないよう消費者を保護する規定を設けている。この連邦法・州法の優先関係については、原則として各州の決定に委ねられている。
- d) 統一電子取引 (モデル) 法 (UETA) は、1999年、統一州法委員全国会議によって承認され、公表された。UETA の主要な目的は、電子的記録と署名を紙の文書と手書きの署名と法的に同じ価値をもつものとして確立し、電子商取引に関し各州共通の統一的なルールを提供しようとするものである。UETA は、既に33州で立法化され、さらに、12州と1特別区で2001年中に立法化される見通しである。UETA にはデジタル署名を要求する規定はない。人々は、デジタル技術を使用することも、または、パスワードや暗証番号のような技術的に低いレベルの安全確保手続を使用することもできる。取引当事者は、どのような方法を用いても、後の紛争に際しては証拠として提出することができる。UETA はデジタル署名の法律とまではいえない。UETA と連邦電子署名法との優先関係については、上述したように、原則的には、各州が UETA を立法化する際にその優先関係を決定するよう各州の決定に委ねている。

UETA があるにもかかわらず、何故連邦政府が連邦法 (電子署名法) を制定したかという、多くの州が UETA に変更を加えて立法化したことと UETA の全州立法化には時間がかかると考えたためである。このため、連邦電子署名法の規定は、大部分が UETA の規定に基づいているが、一方で多くの UETA の条項が連邦法には組み込まれなかった。

今後各州で UETA の立法化が進むことを考慮してのことである。連邦法に新たに追加された重要な条項は、消費者同意条項（企業の事前説明義務と消費者のオプション、同意の撤回手続など）である。

- e) 統一コンピュータ情報取引法（UCITA）は、主としてコンピュータ・ソフトウェアのライセンスに適用される。UCITA に対しては、消費者ないし使用者側の利益を無視しているとの反対論が強く、いまのままの内容では州法として多くの州で採用される見込みはほとんどない。今後は修正案について妥協が成立すれば、連邦議会で連邦法を制定することになると予測されているが、決着がつくまでにはなおかなりの時間がかかるものと予想される。

IX. 船荷証券の電子化

(1) 貿易書類の電子化

従来の貿易取引では、基本的に①信用状、②船荷証券および③為替手形の 3 つが必要であった。このうち、①信用状の電子化については、すでに信用状統一規則第 11 条によって、発行銀行が認証された通信方法によって通知銀行に指図した信用状の通知は信用状の原本とみなされることとされ、現実の取引においては、ファクシミリで送られそれがさらに転送されている状況である。このファクシミリの送信がインターネットに代わるだけであり、スムーズに転換できるものと予想される。

つぎに、②船荷証券については、貿易取引に必要不可欠な手段であるが、電子化のための国際的な法的環境は未だ整備されていない。そこで、従来の船荷証券の法的性質および機能を踏まえて、当事者の合意によって従来の船荷証券と同様の効果を果たす代替的手段を開発することが必要である。

③為替手形については、電子化に対応する法的環境の整備が最も遅れている。しかし、運送貨物の引渡しと代金決済との同時履行が確保され、決済が必ず行われる体制が実現できれば、為替手形は必ずしも必要ではない。すなわち、信用状と船荷証券の利用で足りると考えられる²¹⁾。

(2) 船荷証券の法的性質

船荷証券は、①受戻し証券性、②当然の指図証券性、③物権的効力、④処分証券性を有し、⑤有価証券である。すなわち、船荷証券は、①運送品を受領したことを証し、②運送品に対する占有権、および③運送契約上の運送品引渡し請求権を表象している。船荷証券は、これらの性質を前提として、占有を移転することによって運送品に対する占有権および運送品引渡し請求権を代金と引換えに譲渡することができる²²⁾。

(3) 船荷証券電子化のための代替的手段の法的構成

a) まず、運送品に対する物権(占有権)の移転に関しては

「指図による占有移転」(民法184条)により、貿易関係者の中で運送品に対する物権(占有権)を移転する。すなわち、

- ① 売主が運送品を運送人に引き渡すことによって、代理占有関係が成立する。
- ② 間接占有者である売主は、その取引銀行へ、当該取引銀行は買主の取引銀行へ、当該買主の取引銀行は買主へ、運送人に対してその旨指図し、転得者が間接占有者としての地位を承諾することによって、運送品に対する代理占有関係を移転させる。
- ③ 運送人が買主に運送品を引き渡すことによって、代理占有関係は終了する。

b) つぎに、運送契約上の運送品引渡請求権については

「指名債権の譲渡」(民法466条)または「更改」(民法513条)により、貿易関係者の中で運送品引渡請求権を移転させる。すなわち、

- ① 売主は、運送人に対する運送品引渡し請求権を他の貿易関係者に譲渡した旨運送人に対し通知し、または、運送人がその旨承諾することによって転々移転させる。
- ② なお、第三者対抗要件については、債権者から債務者に対する通知あるいは債務者からの承諾について確定日付ある証書による対抗要件を具備する必要がある(民法467条2項および516条)。対抗要件については、「商業登記法等の一部を改正する法律」によって電子取引においても確定日付の取得が可能となった。

(4) 具体的な代替手段

a) CMI 規則(万国海法会が1990年に採択した「電子式船荷証券のための規則」)

この規則では、運送人が運送契約に関するデータの「登録機関」として機能し、現権利者から通知を受けて運送品の支配・処分権者を確定する。

- ① まず、運送人は、運送品を受け取ると、運送人に対し個人キーを付与する。
- ② 荷送人が運送品に対する支配・処分権を移転しようとする場合、荷送人は個人キーを用いて、当該権利を新たな「所持人」となる第三者に移転する旨を運送人に通知する。
- ③ 運送人は、当該第三者から当該権利を受領する旨の応答を得た上で、当該第三者に対して新規の個人キーを付与し、当該第三者は新たな「所持人」となり、その後の移転も同様の方法に従う(以上7条b項)。
- ④ なお、この規則は、当事者がこの規則を適用することに合意した場合に適用される(1条)。

このCMI規則は、運送人が登録機関である点について資金負担の関係から無理があり、またデータの改ざんのおそれがあることが指摘されている²³⁾。

b) ボレロ・システム

ボレロでは、ボレロ・インターナショナルが船荷証券に係る権利移転等の「登録機関」

の役割を担う。ボレロは、運送契約上の地位については、運送人が新たに当該地位を譲り受ける者との間で再契約するという法的構成をとっている。また、貨物に対する占有権については、運送人を通じた運送品に対する擬制占有を転得者に移転するという法的構成をとることによって行うことができると説明している。ボレロ・ルール²⁴⁾の準拠法は英国法であるが、日本法上の観点からは、それぞれ民法上の更改と指図による占有移転として構成することが可能であろうと考えられている²⁴⁾。

*ボレロ：ボレロは、94年に欧州26社からなる民間団体が欧州委員会の支援を受けて実施したボレロ・プロジェクトが起源である。98年1月SWIFT（世界の国際的な銀行が73年に設立した銀行間の金融通信共同組合、本社ベルギー、利用者数世界178カ国、約6,500機関）が正式に事業化を決定し、98年7月TTClub（70年設立の世界最大のコンテナ保険業者、占有率75%、約5,000社が加盟）と合弁会社 Bolero International Ltd.（本社英国ロンドン）を設立した。99年4～8月にかけて実取引データによる検証作業が行われ、99年9月商業化。ルールブック、サービス契約書を開示している。実際の業務はボレロからSWIFTが委託を受けて運営する。船荷証券が実装されている。現在、加盟手続受付中。いくつかの企業が加盟の意思を表明している。

ボレロ・システムは、貿易書類（船荷証券を含む）に関する閉鎖的な電子化プロジェクトである。公開鍵方式と電子署名を採用し、加盟者に共通の統一契約書（ルール）を適用する²⁵⁾。

c) 貿易金融 EDI システム・プロジェクト

平成11年3月に発表された「貿易金融 EDI (Trade Electronic Data Interchange) 実施ガイドライン」を基に、通産省で平成11年11月から進められた貿易金融 EDI を実現するためのプロジェクトである。

ア) 具体的方法

- ① 実体的契約関係にある貿易関係者同士により EDI データ交換規約を締結する。
- ② 船荷証券データおよび権利移転等の登録サービスを提供する登録機関を選択し、利用する。権利者の移転に係る通知あるいは承諾を登録機関の経路によって行い、権利者の変動および船荷証券データを登録機関によって登録・保管することによって取引の安全を確保する。

なお、電子署名の法的効力あるいは認証機関による認証業務については、当該貿易関係者の所在する国の法律が適用されるとしている。

イ) 代替手段の法的構成

- ① 貨物に対する物権（占有権）の移転は指図による占有移転による。
- ② 運送契約上の地位の移転は指名債権の譲渡あるいは更改による²⁶⁾。

d) まとめ

このように、船荷証券を電子化するための代替手段では、いずれの場合も「登録機関」を置いているのが特徴である。この登録機関を経由して船荷証券に対する占有の移転がなされることになっている。

X. 電子決済

従来、国際取引の決済は、小口決済および手付金の支払い等の場合を除きその多くが荷為替手形によって行われてきた。しかし、電子決済において為替手形は必ずしも必要ではない。売主（輸出者）からインターネット上で請求が行われ、買主（輸入者）が支払いなり、支払いの約束を行えばよいのである。買主による（電子）支払確約書の発行などが想定される。買主の取引銀行から信用状がすでに発行されているので輸出者は安心して貨物を船積みできる。売主からインターネット上で売主の取引銀行・買主の取引銀行と順次回付された船荷証券は買主による支払いと引換えに買主に引き渡される。買主から買主の取引銀行への支払いは、振り込みなり自動引き落としで行われ、銀行間の決済は電子決済で行われる²⁷⁾。

XI. 今後の展望

貿易取引をする国際間の企業に広く PC が行き渡れば、まず、Home Page への掲載、引き合い、見積りの提示、申し込み、承諾、契約交渉などはすべてインターネットによって行われるようになるであろう。つぎに売買契約がインターネットによって締結される。ここにおいて「電子署名」や「電子認証」が重要な意味を持つ。外国の認証機関が発行した「電子証明書」や「電子認証」を我々はどの程度信頼することができるであろうか。今後の課題である。

当面は、まず、ボレロが提唱しているようなクローズド・システムの契約で結ばれた加盟者の中だけで加盟者間の契約に基づいて完全な形の国際電子商取引行われることが考えられる。

しかし、現実には、国際間の大きな商談は個別案件ごとに当事者間で契約が締結され、その契約に基づいて可能な部分から順次電子化されていくものと予想される。

保険契約も電子化され、証券もインターネット上で発行され送信されることになる。信用状が電子化されるのに時間はかからないものと思われる。

船荷証券の電子化については、いままで提案されているいずれの案においても、船荷証券データおよび権利移転の登録サービスを提供する登録機関の存在を前提としているから、そのような登録機関を中心として契約で結ばれた契約者の間で実現されるであろう。

最後に、決済の電子化については、為替手形を廃止してしまうか、それとも新しい決済システムが開発されるかはまだ明確ではないが、そう遠くない将来において国際間においても電子決済が通常の決済方法として頻繁に行われるようになることは間違いない。

了

(注)

- 1) 国際電子契約の標準化：国際電子契約の標準化が、①国連では EDIFACT (EDI for Administration, Commerce and Transport) で、②国連欧州経済委員会では貿易手続簡素化作業部会で、また③日本では JASTPRO (財)日本貿易関係手続簡易化協会ですれぞれ進められている。
- 2) EDI の法的問題点：契約書の交換を電子データの交換 (EDI) で行うことにより発生する可能性のある法的問題点としては、本文で取り上げられるもののほか、たとえば、電子データの保存期間、証拠能力、原本・写し、責任範囲、危険負担、無権代理、表見代理などの問題が考えられる。
- 3) 「電子契約法」：この法律は正式には「電子消費者契約および電子承諾通知に関する民法特例法」といい、これまでの法律で救済できなかったネット通販での操作ミス注文と契約成立時期を巡るトラブルについて、発生後に日本国内在住の消費者と業者が当事者間で解決できるようにするものである。
- 4) 野村豊弘「EDI におけるデータの確定と契約の成立」(NBLNo.552/4)。
- 5) 八尾晃「国際取引と電子決済」改訂版、東京経済情報出版184頁。
- 6) 準拠法、裁判管轄：ここではそのほかに準拠法・裁判管轄が問題となるがここでは割愛する。
- 7) 国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) モデル案、国際商工会議所 (ICC) モデル案：こうした問題を考える上で国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) モデル案、国際商工会議所 (ICC) モデル案が参考になる。
- 8) 暗号：飯田耕一郎「インターネット上の商取引における暗号システムの役割」内田・横山編『インターネット法 (新版)』商事法務研究会、1999年、p173参照。
- 9) 公開鍵暗号方式：須藤修・後藤玲子「電子マネー」筑摩書房、1998年、p76 以下参照。
- 10) ハッシュ関数：デジタル署名の際には、「ハッシュ関数」という一方向性関数を用いてデータを要約する作業が行われる。
- 11) 暗号技術の進歩：アメリカ商務省技術標準局 (NIST) は、2000年10月2日、今後の暗号技術の世界標準の候補として、ベルギーの官民が開発した技術を選んだ。アメリカ連邦政府が全面的に採用し、民間にも基本技術を開放する。NIST が選んだ技術は「ラインドール」と呼ばれ、ベルギーのプロトン・ワールド・インターナショナル社とルーベン・カトリック大学が開発したもので、今後一般から意見を募り、2001年には政府の公式暗号技術として確定する見通しである (日本経済新聞2000年10月3日朝刊)
- 12) 「電子署名」：電子署名法では、電子署名をつぎの2つの要件を充足するものとして規定

している。第1に、電子署名を行った者が自分であることを示すために当該デジタル情報を作成・利用したこと、すなわち「署名」の目的で利用したこと、第2に、電子署名の対象となった情報が、電子署名の後に、他の情報に置き換えられたり、一部が書き換えられたりしているかどうかを確認することができる機能を有していること、である。このように電子署名法は、将来の暗号技術・電子署名技術の発展を見越して電子署名を機能的に定義し、公開鍵暗号方式による電子署名に限定していない。

- 13) 特定認証業務：「特定認証業務」とは、「認証業務」のうち、一定の技術的信頼性を有する電子署名について行われる認証業務である。電子署名の技術的水準を定めるため、認証業務の「認定基準」を定めている。認定基準としては、①設備基準（6条1項1号）、②本人確認に関する基準（同2号）、および③業務方法一般に関する基準（同3号）を定めている。なお、認定基準の詳細は省令で定める。
- 14) 民訴法228条4項：「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」
- 15) 本法における認定制度：電子署名法における認定制度は「任意」の認定制度であり、認定を受けていない認証事業者も認証業務を行うことは可能である。また電子署名法においては、「認証機関」を認定するのではなく、「認証業務」を認定する制度としている。
- 16) 海外との相互承認協定：電子署名法16条は、海外との間に相互承認協定が推進されることを期待している姿勢を示すものである。
- 17) 電子署名の範囲：商業登記法は、同法により認証を受ける電子署名の範囲を公開鍵方式によるものに限定していない。一定の要件を満たす措置であって法務省令で定めるものとして、将来、新しい電子署名の技術が実用化され、広く普及した場合にはそのような新しい電子署名も取り込めるようにしている。
- 18) 商業登記法12条における「電子署名」の定義：商業登記法12条の2第1項1号は、「電子署名」を電磁的記録に記録することができる情報が①印鑑提出者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、②当該情報が他の情報に改変されているかどうかを確認することができる等印鑑提出者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるもの、と規定している。これは当然のことながら電子署名法の定義と基本的に同じものである。
- 19) 金子直文「商業登記制度に起訴を置く電子認証制度の導入」ジュリスト No.1183, pp41～46
- 20) 小川秀樹「電子公証制度の創設について」ジュリスト No.1183号, pp47～52。
- 21) 間宮順「貿易取引の電子化の実態」ジュリスト No.1183号 p131。なお、貿易書類としてはこの他に、保険証券・商業送り状・包装明細書・領事送り状・輸入値税関への送り

状・原産地証明・検査証明書などがある。

- 22) 間宮順 前掲 p132
- 23) 間宮順 前掲 p133。
- 24) 間宮順 前掲 p134。なお、財団法人金融情報センター（FISC）「クロスボーダー取引における金融 EDI に関する研究会報告書（第 2 部）」101頁以下参照。
- 25) ポレロ：①ポレロにおいては、為替手形は当面電子化されず支払確約書などで代替される。また、原産地証明、領事査証などは当面シッパーによる証明書などで代替することになる。②つぎに、今後の推移については、すでに一般に公開されており参加は自由。対象取引は L/C 付取引、D/P 取引、D/A 取引、取立て、送金ベース取引など、形態を問わない。当初は、実際の書類の流れと並行して電子商取引が行われ、次第に電子取引に移行していくものと予想されている。③ポレロの責任範囲については、ポレロでの配信がポレロ・システムの支配する領域内の不手際により契約（ポレロ・ルールブックおよびサービス契約）どおりに履行できなかった場合（送信のミス、データの紛失・変造・不正確照合、誤謬証明書の発行、秘密漏洩など）、ポレロはユーザーの被った直接損害に対し無過失責任を負う（ただし、1 事故 1 百万円、年間総額 1 千万円の限度付）。
- 26) 間宮順「貿易取引の電子化の実態」ジュリスト No.1183号 p134。なお、その注（20）において、日本法上、運送品に対する物権の移転に伴って運送契約上の地位も当然に移転するという法的解釈も可能ではないか等の指摘があることを注記している。FISC「クロスボーダー取引における金融 EDI に関する研究会（第 2 部）報告書」108頁以下参照。
- 27) FISC「クロスボーダー取引における金融 EDI に関する研究会（第 2 部）報告書」は、為替手形を利用しない取引に係る法的問題点について検討している（同報告書123頁以下）。また、ICC の Rules for Electronic Trade & Settlement-First Draft（URETS）（1998年10月）では為替手形に代わる手段として譲渡性を有する債権である CePO（Certified Payment Obligations）という案を提示している。間宮順「貿易取引の電子化の実態」ジュリスト No.1183号 p135参照。

〈参考文献〉

- (1) 内田晴康・横山経通編著『インターネット法』（第 3 版）、商事法務研究会、2001年
- (2) 高橋和之・松井茂記編『インターネットと法』（第 2 版）、有斐閣、2001年
- (3) 有斐閣『ジュリスト』（特集・電子取引）No. 1183（2000年 8 月 1・15日合併号）
- (4) 岡村久道・近藤剛史『インターネットの法律実務』（新版）新日本法規、2001年
- (5) 辛島陸・飯田耕一郎・小林善和『Q&A 電子署名法解説』三省堂、2001年
- (6) 国生一彦・嘉納英樹・齋藤義浩『e の法律』東京布井出版、2000年

- (7) 中島章智編著『e ビジネス・ロー』弘文堂, 2001年
- (8) 指宿信編「サイバースペース法」, 日本評論社, 2000年
- (9) トーマス・スミーディング編「オンライン・ロー」, 七賢出版, 1998年
- (10) ジョナサン・ローズナー「サイバーロー」, 中央経済社, 1999年
- (11) 指宿信「インターネット外国法」, 日本評論社, 1999年
- (12) 平野晋・牧野和夫「国際インターネット法」プロスパー企画, 1998年
- (13) 国生一彦「電子取引法制整備への各国の取組み」(上)(中)(下)『NBL』697号~699号
- (14) 夏井高人・岡村久道・掛川雅仁『Q&A インターネットの法務と税務』新日本法規, 2001年
- (15) 日経ネットビジネス編『Q&A でわかるネットビジネス法律相談室』日経 BP 社, 2000年
- (16) 山下幸夫「最前線インターネット法律問題 Q&A 集」, 情報管理, 1997年
- (17) 藤田康幸ほか『インターネット法律辞典』日経 BP 社, 2001年
- (18) 指宿信・米丸恒治「法律学のためのインターネット 2000」, 日本評論社, 2000年
- (19) 加賀山茂・松浦好治編『法情報学』有斐閣, 1999年
- (20) 岡村久道編『インターネット訴訟 2000』ソフトバンクパブリッシング(株), 2000年
- (21) 増田・舟井・アイファート&ミッチェル法律事務所編訳『インターネットをめぐる米国判例・法律 100選』日本貿易振興会, 1999年
- (22) 万国海洋法会議「海上運送状に関する万国海洋法会議統一規則」(1990年6月第34回)
- (23) 江頭憲次郎「電子式船荷証券のための CMI 規則について」海法会誌復刊34号(1990年)5頁以下
- (24) 山下友信「海上運送状に関する CMI 統一規則」海法会誌復刊 34 号(1990年)29頁以下
- (25) 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL) 96年6月採択「電子商取引モデル法」(17か条)(内田貴「電子商取引と法」(4)『NBL』No.603. 37~44頁)
- (26) 貨物引換証の物権的効力(谷川久「商法演習Ⅱ貨物引換証の物権的効力」87~94頁, 石井吉也「貨物引換 証の物権的効力」商法の争点Ⅱ, ジュリスト増刊, 242頁)。
- (27) 須藤修・後藤玲子『電子マネー』ちくま新書, 1998年
- (28) 岩村充「電子マネー入門」日本経済新聞社 1996年
- (29) 増田晋・飯田耕一郎・内山隆太郎「電子マネーの実務」新日本法規 1998年
- (30) 程近智「e コマース&電子マネー」ダイヤモンド社, 2000年
- (31) 井上能行「電子決済システムのしくみ」, 日本実業出版社, 2000年
- (32) 日本インターネット決済推進協議会「インターネットデビット決済に関する法的構成案の概要」『NBL』699号

- (33) 八尾晃「貿易・金融の電子取引」東京経済情報出版, 2001年
- (34) アーサーアンダーセン「e ビジネス」, 東洋経済新報社, 2000年
- (35) 有元美津世「インターネットビジネスのしくみ」, 旭出版, 1999年
- (36) 高橋秀雄『電子商取引の動向と展望』税務経理協会, 2001年
- (37) 新堀聰『現代貿易売買』同文館, 2001年
- (38) F. Lawrence Street & Mark P. Grant, Law of the Internet (2001 ed.), LEXIS Publishing, New York.
- (39) Stewart A. Baker & Paul R. Hurst, The Limit of Trust : Cryptography, Government and Electronic Commerce (1998), Kluwer Law International, The Hague.
- (40) Michael Chissick & Alistair Kelman, Electronic Commerce: Law and Practice (2 nd ed. 2000) Sweet & Maxwell, London.
- (41) Benjamin Wright & Jane K. Winn, The law of Electronic Commerce (3 rd ed. 1999), Aspen Law, New York.
- (42) L. Jean Camp, Trust and Risk in Internet Commerce (2000), MIT Press, Cambridge, Mass.
- (43) Bruce Schneider, Secret & Lies : Digital Security in a Networked World (2000), John Wiley, New York.
- (44) Stewart C. Boyd et all., Scrutton on Charterparties and Bills of Lading (20th ed. 1996), Sweet & Maxwell, London.
- (45) Burton V. McCullough, Letters of Credit (1996), Matthew Bender, New York.
- (46) Ralph H. Folsom, Michael Wallace Gordon, John A. Spanogle, International Business Transactions in a Nutshell, West Group, 2000
- (47) Ralph H. Folsom, Michael Wallace Gordon, John A. Spanogle, International Trade and Investment in a Nutshell, West Publishing Co., 1996
- (48) Ray August, International Business Law, 3 rd ed. Prentice Hall, 2000

(本稿は国際商取引学会年報2001年第3号(平成13年7月発刊)に掲載した拙稿を加筆・補正したものである。)